

川崎市公告第1113号

一般競争入札について、次のとおり公告します。

令和8年7月30日

川崎市長 福田 紀彦

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 麻生区市民活動支援施設LED照明器具賃貸借契約
- (2) 履行場所 川崎市麻生区上麻生1-11-5
- (3) 履行期間 契約日から令和14年2月29日まで
- (4) 調達概要 仕様書によります。

なお、本契約は環境省で進めている脱炭素先行地域づくりを推進するための事業であり、本事業には地域脱炭素移行・再エネ推進補助金が別途交付されます。

2 競争入札参加資格

入札に参加を希望する者は、次の条件を満たしていなければなりません。

- (1) 川崎市契約規則（昭和39年川崎市規則第28号）第2条の規定に基づく資格停止期間中でないこと。
- (2) 川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱による指名停止期間中でないこと。
- (3) 令和7・8年度川崎市製造の請負・物件の供給等有資格業者名簿に業種「リース」で登録されていること。

3 一般競争入札参加申込書の配布・提出及び入札説明書、仕様書の閲覧

一般競争入札に参加を希望する者は、次により競争入札参加の申込みをしなければなりません。

- (1) 配布・提出・入札説明書、仕様書閲覧場所

〒215-8570

川崎市麻生区万福寺1-5-1

麻生区役所まちづくり推進部地域振興課（麻生区役所3階）担当 沼田、本多

電 話 044-965-5116

FAX 044-965-5201

一般競争入札参加申込書、入札説明書及び仕様書は、インターネットからもダウンロードすることができます。（「入札情報かわさき」の「入札情報」の物品の欄の「入札

公表資料一式」の中にあります「入札情報かわさき」

<http://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)

(2) 配布・提出・仕様書等閲覧期間

令和8年7月30日（木）から令和8年8月7日（金）まで

午前9時～午後5時（土日及び、正午～午後1時を除く）

(3) 提出方法

持参

4 競争入札参加資格確認通知書の交付

入札参加申込書を提出した者には、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに令和8年8月13日（木）までに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場で令和8年8月13日（木）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午～午後1時を除く）配布を行います。

5 積算内訳書の交付

競争入札参加資格があると認めた者には、積算内訳書を当該委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場で令和8年8月13日（木）の午前9時から午後5時まで（ただし、正午～午後1時を除く）配布を行います。

6 仕様書等に関する質問・回答

(1) 質問

次により仕様書等の内容に関し、質問することができます。

また、入札参加者以外の質問には回答しませんので御注意ください。

ア 質問書の配布

上記3(1)と同じ

イ 質問書の提出場所

上記3(1)と同じ

ウ 質問書の提出期間

令和8年8月20日（木）まで

午前9時～午後5時（ただし、正午～午後1時を除く）

エ 質問書の提出方法

(ア) 持参

(イ) FAX

(ウ) メール

なお、FAX又はメールにより提出した場合は、速やかに3(1)の所管課まで電話連絡願います。

電 話 044-965-5116

FAX 044-965-5201

E-mail 73tisin@city.kawasaki.jp

(2) 回答

ア 回答日

令和8年8月25日(火)

イ 回答方法

回答については、入札参加者から質問が出された場合にのみ、全ての質問及び回答を一覧表にした質問回答書を、令和7・8年度川崎市競争入札参加資格審査申請書の委任先メールアドレスに送付します。

なお、当該委任先メールアドレスを登録していない者にはFAXで送付又は3(1)の場所で配布します。

また、回答後の再質問は受付しません。

7 入札参加資格の喪失

入札参加資格があると認められた者が、開札前に次のいずれかに該当するときは、入札参加資格を喪失します。

- (1) 開札前に入札参加資格のいずれかの資格条件を満たさなくなったとき。
- (2) 一般競争入札参加申込書及び提出書類について虚偽の記載をしたとき。

8 入札手続等

(1) 入札方法等

ア 入札書の提出日時 令和8年8月31日(月) 午後2時30分

イ 入札書の提出場所 麻生区役所4階 第4会議室

(2) 入札保証金

免除とします。

(3) 開札の日時・場所

8(1)に同じ

(4) 落札者の決定方法

川崎市契約規則第14条の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

ただし、著しく低価格の場合は、調査を行うことがあります。

(5) 入札の無効

川崎市競争入札参加者心得で無効と定める入札は、これを無効とします。

9 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の10%とします。ただし、川崎市金銭会計規則第8条に定める有価証券の提供、又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができます。

また、川崎市契約規則第33条各号に該当する場合は、契約保証金の納付を免除します。

(2) 前払金 無

(3) 契約書作成の要否 要

(4) 契約条項等の閲覧

川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等は、3(1)の場所及び川崎市ホームページ「入札情報かわさき」(<https://www.city.kawasaki.jp/233300/index.html>)の「契約関係規定」で閲覧することができます。

10 その他

(1) この委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

(3) 事情により入札を延期、又は取りやめる場合があります。

(4) 公告に定めるもののほか、川崎市契約条例、川崎市契約規則及び川崎市競争入札参加者心得等の定めるところによります。

(5) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ

(6) 当該契約は、翌年度以降における所要の予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

また、上記解除に伴い損失が生じた場合は、その損失の補償を川崎市に対して請求することができるものとし、補償額は協議して定めるものとします。

(7) 本契約については、本市がやむを得ない理由があるときと認めた場合には、賃貸借物品の設置期限及び賃貸借期間を変更することができます。